B　（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ）からハ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから津田寒川インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジから志度インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	380.953	428.572	523.810	714.286	1,238.096
津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまで	428.572	523.810	619.048	857.143	1,428.572
津田寒川インターチェンジから志度インターチェンジまで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジから高松東インターチェンジまで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジから高松東インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ）料金算出方法の特例

A　（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からハ）に定める方法により算出した額とニ）Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B　山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間（ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。）の料金の額は、ロ）からニ）及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

C　一般国道９号（江津道路）（以下「江津道路」という。）の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、㈡イ）Aの普通区間１キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添５の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき㈠ロ）及びハ）により算出された額から②チに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に㈡イ）Aの普通区間の１キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

D　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ）からホ）に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ　区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間（以下「西名阪自動車道」という。）、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの区間（以下「近畿自動車道」という。）及び長原インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジまでの区間（以下「阪和自動車道（区間料金制区間）」という。）とし、各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の㈠イ）及び㈡に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

㈠　平成29年６月２日まで

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
西名阪自動車道	天理インターチェンジから香芝インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
近畿自動車道	松原インターチェンジから吹田インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505
阪和自動車道（区間料金制区間）	長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505